

会 議 録

会議の名称		令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和4年7月22日（金）13時30分から15時30分まで		
開催場所		つくば市役所 2階 203会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	磯山委員、川島委員、中田委員、堀委員、堀内委員、横田委員		
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	(つくば市個人情報保護法施行条例の全般担当) 総務課：飯島係長		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		0名		
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査 等		
会議次第	1	開会		
	2	座長の選出		
	3	つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査 等		
	4	今後の予定		
	5	閉会		

〈審議内容〉

1 開会

○事務局

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日進行を務めます総務課長の沼尻です。よろしくお願いいたします。

続いて、次第の2「座長の選出」及び3「つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査等」に移らせていただきます。

今回の審査会では、「個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規制定する必要性が生じたこと」に伴いまして、審査会条例第2条第1項第5号に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として、前回審査会に引き続いて、調査審議をお願いするものでございます。

次第にしたがって進めまして、15時30分の終了を予定しております。限られたお時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

以降の議事進行は横田会長にお願いいたします。

なお、委員の皆様のお手元にマイクを御用意しております。当市では、このマイクを通った音声をもとにAIが議事録を作成するシステムを導入していますので、御発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

2 座長の選出

○会長

ただいまから令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。

まず始めにつくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、委員の互選にて座長を決めることとなっておりますが、引き続きの事案ですので、私が座長を務めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では本審議会の座長を務めさせていただきます。

本日の委員の出席数は6名であります。本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。また本審査会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め公開として進めて参ります。

3 つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査

それでは審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から、今日の審議会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局

今日の審査会の進め方についてです。まず、この後総務課公文書管理係から、当市の条例改正について前回審査会の内容を踏まえた説明を資料3の諮問の要点ごとに、一つずつ行います。その説明内容を踏まえまして、施行条例案について諮問の要点ごとに御審議いただき、どういった内容を審査会からの答申に盛り込むか、ということを決定していただければと思います。なお、答申に盛り込む要素としましては、少なくとも資料3において諮問の要点として挙げられている1から3の3点については盛り込むべきと考えますので、この3点については、必ず審査会としての意見をまとめていただきますようお願いいたします。資料3の4にありますように、1から3以外のことについても、答申に

盛り込むことは可能ですので、積極的に御意見をいただければ幸いです。今日の審査会の進め方としては以上です。

○座長

要するに資料3の1、2、3を要点として挙げ、その他にもし答申の内容として入れるべきだということがあれば、それも入れて、ということで答申の準備をするというそういう会と認識していただければいいのかなと思います。続いて、総務課公文書管理係から個人情報保護法施行条例について、諮問の要点及び前回の審査会において質問等があった部分の説明を、資料3の諮問の要点ごとに説明をお願いいたします。

○総務課

説明の前に、お配りしている資料の確認をさせていただければと思います。まず資料1として、つくば市個人情報保護法施行条例の制定についての諮問書がございます。また資料2として、つくば市個人情報保護法施行条例の案、資料3として、つくば市個人情報保護法施行条例案諮問の要点、資料4としては、前回いただいた質問に対する回答が記載されている資料がございます。資料5として、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表、また、参考資料のAとして、前回開催された審査会の会議録、参考資料Bとして、つくばスーパーサイエンスシティ構想、参考資料Cとして、個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ、参考資料Dとして、個人情報ファイル簿が、事前にお配りされてるかと思えます。また、本日机上にて配付させていただいた資料として、資料6つくば市個人情報保護法施行条例案の諮問について、前面に映されている、スライド等を印刷したものになります。また資料7として、他自治体への調査結果、また、それ以外に本日お配りしているものとして、第1回審査会で配布した条例案との変更箇所が、赤書きで示されたものがございます。この前回との変更箇所については、今簡単に説明させていただければと思います。前回と変更が生じている箇所ですが、施行条例案第10条の行政機関等

匿名加工情報の利用に係る手数料第3項の部分になります。今回は第2項までの規定しかございませんでしたが、この根拠法令となっているところに、手数料を条例で定めるところにより納めなければならないとされており、その定めるところという部分が、納付方法であるとか納付期限についても定めるべきであるという、法令審査の中でそのような意見が出たため、追加させていただいております。また、第11条審査会への諮問の第3号の部分、法第114条第1項に規定する審査をする場合という文言が追加されております。これにつきましては、前回御質問がありました、匿名加工情報の提案があった場合、その事業審査、こちらを審査会への諮問事項として定めるために、規定させていただいております。こちらに関しましては、今後の諮問要点のところ、さらに詳細に説明させていただきます。一番最後のところになりますが、附則の第8項この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行後にした行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による、という文言となります。こちらに関しましては、改正法の方に、ほぼ同じ内容の附則があるのを参考にしたものでございまして、現在の個人情報保護条例におきまして、例えばその実施機関の職員がその職権を乱用して、職務以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万以下の罰金に処するといったような規定がございしますが、条例の廃止前にした行為が、例えば施行条例の施行後に判明した場合などは、その罰則規定は、従前の例によるという、そういった趣旨の条文となっております。前面のスライドで説明させていただきます。まず、諮問の要点について説明させていただきたいと思います。お配りした資料3にも記載されておりますが、今回の諮問につきましては、要点を大きく分けて4つに絞らせていただきました。画面にありますように、1 条例要配慮個人情報規定しないことについて、2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、3 審査会への諮問につ

いて、4 その他という形になっております。また、説明の中で前回審査会でいただいた御質問等に関しても併せて回答させていただければと思います。ではまず、条例要配慮個人情報について説明させていただきます。この条例要配慮個人情報についてですが、今回の改正個人情報保護法の第60条第5項に規定されている条文を読ませていただきますと、「この章において条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く）のうち、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」とあります。特に配慮を要するものの例としては、例えば、一定の地域の出身である事実とか、生活保護の受給といった情報が想定されております。この審議の前提として御説明をさせていただきたい事項として、条例要配慮個人情報とは別に、改正法第2条第3項に要配慮個人情報というものが規定されております。こちらは自治体の条例にかかわらず、全国共通のルールとして規定されているものでして、今回の諮問事項である、条例要配慮個人情報とは別の規定となっております。この条文の中身ですが、「この法律において要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いを特に配慮を要するものとして、政令で定める技術等が含まれる個人情報をいう。」となっております。この政令で定める記述等については、例えば身体障害等、心身の機能の障害がある事実ですとか、健康診断の結果等が例示されております。この要配慮個人情報につきましては、個人情報取扱事業者が、要配慮個人情報を取得する場合、原則的に本人の同意を必要とする。また、行政機関等が作成する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる場合、そういった情報が含まれている旨を記載する義務が生じる。要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会の報告義務が生

じるといった規定がございます。続きまして前回の説明で御質問いただいた点について、説明させていただければと思います。お配りした資料4とも内容が重複しておりますが、まず、これまでのつくば市における個人情報保護条例の運用の中で、特別に保護されてきた方がいないかと、そういった対象がいなかったかというところですが、まず現在のつくば市個人情報保護条例は、国の法律である旧行政機関個人情報保護法というものを参考に制定されておりました。その運用解釈も、国の規定に準じたものとなっております。こうした中で、市としてはその法令や条例の原則に基づいた運用を心掛けてきたところですので、条文に規定のないような、例外的な保護措置を行ってきたというような事例は、特に確認できませんでした。また、つくば市には、外国人の方が多いという特徴がありまして、令和4年7月1日現在で1万1,214人となっております。そういった方々への配慮を検討することが必要ではないかと、御指摘をいただきました。その中で、御紹介いただきました、静岡県浜松市、東京都渋谷区に確認しましたところ、両自治体とも、特段条例要配慮個人情報を規定する予定はないという回答でした。その回答の中で、印象に残っておりますのが、東京都渋谷区の回答でして、平成24年度までは、全国に外国人登録制度というものがございますが、現在廃止されており外国の方が多くいるのが、当然となっている現状の中で、あえて条例要配慮情報という特別な規定を設ける必要は既に無くなっていると考えているので、あえて規定をしないといった回答がございました。また、こちらは資料7の抜粋になっておりますが、つくば市として個人情報保護条例の改廃に向けて、各自治体へ問合せをいたしまして、具体的には茨城県内の5市と、関東地方にある中核市と呼ばれる人口20万人以上の自治体の中から、指定をされている都市及びその候補市、16市の計21市に対して、調査をいたしました。その中で、条例要配慮個人情報を規定する予定があるかどうかを確認しましたところ、現時点では、定める予定があると回答した市はございませんでした。この背景として考えられるのが、自治体で条例要

配慮個人情報を選定したとしても、それによって講じることができる措置が、国の法令で規定されておりまして、それ以上のことはできないということが影響しているのではないかと考えられます。条例要配慮個人情報を規定することによって可能なのが、地方公共団体が作成する個人情報ファイル簿に、条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載する。条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報漏えい等の事案が発生した場合、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するといった規定でありまして、こういった法に基づく規律を超えて、地方公共団体が、独自のルールを定めることはできないということが影響しているのではないかと考えられます。以上を踏まえましてつくば市といたしましては、最初に御説明した、まず国が定める要配慮個人情報という全国共通の規定によって、ある程度の保護措置が図られていること、また、外国人の方が多いという条件がありますが、それを考慮した上でも現時点では、条例要配慮個人情報を定めなくてはならない地域特性は、特に認められないので、こちらについては規定しないということとさせていただきたいと考えております。参考資料のCに、国の個人情報保護委員会が作成した個人情報保護法の施行にかかる、関係条例の条文イメージがございまして、条例要配慮個人情報を定める場合は、この第3条のように規定するといった例が例示されております。必ず定めなくてはならないというところではなくて、必要に応じて自治体の判断で定めてもらえればという規定になっております。つくば市としては、この規定は設けないというところと考えております。この点に関して、まず御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○座長

要点1について、条例要配慮個人情報については規定しないということです。今説明があったと思いますがそのことについて、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。

○中田委員

条例要配慮個人情報については定めないとお考えだということですが、それについては特段、他の自治体とも比較しても定めているところはありませんし、つくば市が定めないとするのは、方法としてはあるのかなとは思っておりますが、先日スーパーサイエンスシティ構想について、課の方をお呼びして話を聞いたことがあったのですが、つくば市の取組としていろいろ実施していると思います。例えば移動スーパー、ドローンで買い物するとか、お体が弱い方のところでも、わざわざ来なくても全部物が運ばれるとか、あとはロボットの関係でも、いろいろ実験的なことを行っていると思いますが、現時点のこれまでの条例の事例というか内容を見て、特に問題がなかったということで、今回この規定を定めないとということについては分かりますが、今後つくば市が他の市と比べて率先していろいろなことを行っていく中で、ある程度いろいろな情報を集めることになってくるのかなと思っております。そういう時が来た場合には、やはり、中身を変えていかないといけないとか、そのような議論というのがあったのでしょうか。

○座長

どうでしょうか。

○総務課

こちらに関しましては、まずスーパーシティ関連で、これから様々な事業を展開していくのは、スマートシティ戦略課が主導しておりまして、この個人情報の施行条例とは別に、スマートシティ戦略課で、そのような場合における倫理規定とか、PIA と呼ばれる個人情報保護評価といった特定の事業に対して個人情報を使用する場合の特定の基準を今、定めているところです。そちらが若干、今回の個人情報の施行条例とは、別にはなってしまうのですが、そういった規定は現在作成中であると伺っております。

○座長

先ほどの質問は今後これが変わってくるということですか。

○中田委員

つくば市が今後多分変革というか、変わっていくことが多いと思います。その時に何ていうか、その都度変えていくような話ではないでしょうか、今のうちにもし何か考えて議論が深まるのであれば、他の市と並んで入れないという話ではなくて、入れるような方向での議論があったのかなと思って伺いました。他ので定めるということであれば、そうなのですが、そうするとそこで仕入れたその情報については多少そこでの配慮があって、施行条例とは少し違いますが、並行して保護されることになるということなのですかね。

○総務課

そのとおりです。

○中田委員

はい、分かりました。

○座長

確認ですが、法で十分保護できているということなのですかね。わざわざその施行条例で地方公共団体としての条例要配慮個人情報をわざわざ設けなくても、国の作った法の60条にてある程度、保護できるという理解でいいですか、その辺の説明をお願いします。

○総務課

そうです。国の規定で、人種、信条、社会的身分、病歴犯罪の経歴といった規定で、個人情報を取り扱う民間事業者が、こういった情報を取得しようとしたら原則として本人同意が必要となるといった規定があります。これに加えてつくば市として事項を規定しなくても、必要な保護措置はとられていると判断したということです。

○座長

今の中田委員の質問は、おおざっぱに言うと、今後つくば市は発展していく将来を見据えても、それで大丈夫ですかという、都度変えるわけにはいかない

から、そこを見据えた上での内容を盛り込まなくてもいいのでしょうかという、そういった疑問だったかと思います。

○総務課

はい。確かに今後スーパーシティ関連で、個人情報の取扱いが広がっていく中で、その取扱い上のルールというのは必要だとは思いますが、それは今回、条例要配慮情報を定めるというよりは少し細則的なといいますか、そういった現在、スマートシティ戦略課にて策定しているルール、そういったところを充実させていくことで、対応していきたいと考えています。

○川島委員

私も特に、このつくば市という地域であえて配慮する事項がなければ、別にいいと思うのですが要するに条例で横出し規定をすると、地方公共団体としては、本人同意なしにそれを取扱できないわけですね。この法律の規制領域としては、その規制がかかるのですね。だから、行政機関にその義務が掛かるという事ですか。

○総務課

説明が不足しておりまして、今回この個人情報取扱事業者というのは、民間事業者のことを指しておりまして、つくば市を始めとする地方公共団体は、こちらには含まれておりません。行政機関に該当するのは2番目3番目の義務規定だけになります。

○川島委員

そうすると、つくば市における条例要配慮個人情報があった場合には、つくば市の条例で規定されている場合は、つくば市における個人のその情報を取得しようとしたら本人同意が他の市とは違って必要になるということですね。

○総務課

少しここがまた複雑なところですが、この国で定めてる要配慮個人情報に関しては、本人同意が必要となる規定がありますが、条例要配慮個人情報を定め

たとしても、個人情報取扱事業者は、本人同意を必要とするという規定はないです。

○川島委員

そうすると実際に定めた場合に効いてくるのはこの2つ目と3つ目ということですか。

○総務課

おっしゃるとおりです。

○川島委員

ということは、地方自治体がファイルを作る時に、その情報に条例要配慮個人情報が含まれてるというのは、どこかの欄にそれが含まれていると書くだけということですね。あまり市民生活に実態上、利益や不利益が発生するとは思えないので、なおかつ具体的な事実がなければ、あえて要らないと私も思います。ただ一つだけ説明の中でやっぱり他の自治体で規定していないのと規定する計画がないということは、それは確かに一つの大きな根拠なのですが、本当にそのつくば市の地域特性に鑑みて、特に配慮すべき事実があるかないかということが具体的な判断理由になるべきなので、周りが規定しないというのは補完的な理由であって、つくば市において特にそういう事実が発見されていないというのが、何も定めないということの基本根拠だと思いました。特に定めないことについては異論ございません。

○総務課

つくば市としては、特段の配慮すべき事項がなかったもので、規定しないということが一番の理由になってくると思います。

○川島委員

部落問題、被差別民問題のようなものが、つくば市特有の呼び名で何かあって、そういう呼称で差別されている地域の住民等がいた場合に、呼称をもってその地域の方々に、何かラベル付けしてあなたはその地域に住んでいますか、と

というようなことを聞くことがあった場合に、その情報を取得した場合に実は、その地域に住んでる人の情報だとか、そういうことを行政機関の中で識別しなくてはならないということが発生すると思いますが、そういう事実をつくば市だからといって特有の事実があるとも認識していないのでいいのかと思います。科学技術が発達した場合に、その科学技術が発展してスーパーシティに想定しているようないろいろな、個人の健康情報と他の情報を組み合わせるとか、電子投票するとか、災害の時の個人情報を得るとかっていうことがあったとして、それは、つくば市固有の問題というよりも、科学技術による変化を受けとめられる状況っていうのは、結構どの自治体でも発生する、つくば市だけに発生するものではなくて、つくば市が意欲的にそのことを実施するかどうかだと思いますが、その記録はどこにも発生するので、つくば市でそれを実施するということが見えてこない限り想定がし難いと私は思います。

○座長

行政側がしっかりと気を付けて、そういうことですよと、その条例要配慮個人情報と定めるということは、ファイルにそれを記録するか否かという問題ですか。

○総務課

そうですね。法令に明記されているのがその部分でして、あとは法令に書かれていません。効果と言っていいのか分からないですが、それを定めることで、それは注意をすることだという意識付けというのではないですが、そういった効果があるのかなと考えられます。

○座長

つくば市としては特にそういうものを定める必要はないのではないかといいことだそうです。他に、御意見とかありましたら。

○堀内委員

国で定めているこの個人情報保護法第2条第3項の要配慮個人情報の例とし

て挙がっているところに、本人の人種というのはありますが、国籍とあえて書かれていないのですが、先般のお話だとつくば市には様々な国籍の方がいらっしゃるといっていましたが、この国籍というのは、政令で定める記述というのに含まれているのでしょうか。現段階でどういう予定なののでしょうか。

○総務課

国籍に関しましては、その政令で定める記述には含まれておりません。政令で定められているのが、身体障害、知的障害、精神障害があるという事実などです。

○川島委員

堀内委員がおっしゃったこと、私もやっぱり気になります。例えば、ロシアとか中国の人が、そういう国籍であるということがその人に対する差別意識を持った人に、人が非難を受けるおそれがあるので、以前、9.11事件が起こったときに、中東イスラム系の人みんな差別されたこととか。ただ、それがつくば市に特有で起こるのかどうかというと、つくば市だけがそれをあえて配慮すべきかどうかというのはあります。つくば市は、そういう差別のおそれに対して、他の自治体よりも非常に感度高く配慮するという意思決定を行うというのはあると思います。いろいろなところで発生はしますよね。

○堀内委員

今言われたようにウクライナとロシアがほとんど戦争状態になり、そして今後どういうことが起きるか分からないので、例えば、日本からして敵対する国と見なされるような国籍というのが、国全体として要配慮個人情報になる可能性もあるのかなと思います。でも、あえて人種とぼかしたのは、国・地域を全部含めてだったのか。

○川島委員

それはものすごく大きな議論を呼んで、入れる入れないの判断基準の議論が余りにも、合意を取り難いと思うのですよね。

外交上、多くの反応が及ぶことが想像できます。

○堀内委員

つくば市の条例で定めるべき要配慮個人情報ではないが、配慮することが必要になる可能性があるものかなと思います。

○座長

他に何かございますでしょうか。要点1についてはこのくらいにして、後で全体を通して何かありましたらまたお聞きしたいと思います。次に要点2について説明をお願いします。

○総務課

続きまして、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について説明させていただきます。地方公共団体における行政機関と匿名加工情報の手数料については、改正法の第119条第3項の条文を読ませさせていただきますが、「第115条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結するものは、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」とされており、前回の審査会におきまして、つくば市としてこの匿名加工情報についてはどういった姿勢で取り組むのかという御質問をいただいたかと思えます。その前提となる事情といたしまして、令和4年3月つくば市が内閣府に提出いたしました、つくばスーパーサイエンスシティ構想に基づいて、つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として区域指定を受けたという経緯がございます。その構想の概要版が、参考資料Bになっております。参考資料Bの12ページを御覧いただければと思うのですが、先端的行政サービスつくばトラスト4、行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを、行政ビッグデータの活用というところで、匿名加工情報の収集、連結加工、データ活用といったところが位置付けられております。スーパーサイエンスシティ構想を進めるに当たって、今後匿名加工情報の提案募集を行うことになる可能性が高いということ

になっております。こうした実情を踏まえまして、つくば市としましてはスーパーシティ構想の実現に向けて、つくば市全体で取り組んでいくべきと考えておりますので、今回の条例改廃を機に、匿名加工情報の提案募集に必要な規定を整備することといたしました。そうした背景を踏まえまして、提案募集を行う場合に、条例で定める必要がある事項がどういったものかということになりますが、この提案募集に係る規定は、提案の募集方法ですとか、提案の方法、提案の審査基準といった手続的なものは、ほぼ国の法令で規定されており、これは全国統一ルールとなりますので、特段条例で定める必要はございません。ただし、匿名加工情報の利用に係る手数料だけは必ず条例で定めることとされております。手数料を定めておかなかった場合、実際に提案募集を行うとした場合でも、募集ができないという事態になりますので、これは必ず定めることとなっております。なお、この匿名加工情報の手数料に関する規定を定めるかどうか、他自治体へ確認しましたところ、定めると答えたのが9%で、定めないと回答したところが67%、その他が24%で、定めないと回答したところが過半数となっております。これに関しましては、個人情報保護法の附則第7条におきまして、匿名加工情報の提案募集が義務付けられているのが、現時点では都道府県及び政令指定都市に限られておりまして、それ以外の多くの自治体にとって提案募集は任意であるためまだ提案募集をする予定はないので、定めないとしている自治体が多いと思われまます。ただし、つくば市としましては、スーパーシティ構想の実現に向けて取り組んでいく必要があると考えておりますので、この行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、第10条に規定することとしております。なお、手数料の額につきましては、地方公共団体に特別な事情がある場合は、標準となる額と異なる手数料を定めることも可能とはされておりますが、そういった事情がない場合は原則として、政令で定める額を標準とすることとされております。つくば市においては、標準額以外の額とする、特別な事情といったものは今のところ特段存在しない

と思っておりますので、政令で定める額と同額を規定しております。第10条の規定におきましては、国で定めています条文イメージとほぼ同じ内容となっておりますが、その中にて異なっておりますのが第3項、前回から新たに追加した部分でありまして、手数料の納付方法及び納付期限を定めたところです。違いはこの部分だけになっております。この行政機関匿名加工情報の手数料を定めるというところについて御審議のほどをいただければと思います。

○座長

それでは予定2の行政機関等匿名加工情報の利用に関わる手数料の説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○堀内委員

他自治体の紹介として匿名加工情報の利用に係る手数料を定めない自治体が多数とあるのですが、手数料を取らないということなののでしょうか。そうだとするとそれはどういう意図に基づいているのでしょうか、また特別な事情があれば別の手数料となるとあるが、特別な事情とはどういったことなののでしょうか、その2点お伺いいたします。

○総務課

まず他自治体が、この匿名加工情報の利用に係る手数料を定めないというところが多数となっている点についてですが、この匿名加工情報の提案を募集するという制度が、この法改正によって、全国の自治体は原則的に必ず提案募集をすると定められたのですが、都道府県及び政令指定都市といった大きな自治体以外は、当分の間、募集をしても良いし、しなくても良いという任意規定となっております。ですので、今のところ定めていない自治体は、今のところ提案募集を考えていないから匿名加工情報を提供することが想定されていないので、定めないというところです。仮に今、定めていない自治体でも今後、何らかの事業提案募集をするとなった場合は、手数料を定めるということになると思っておりますので、つくば市とは事情が異なっていて、この提案募集を今のと

ころ行わないから定めないが、仮に募集をすることになったら定めるという、そういった意味合いかと思われま。もう1点、この地方公共団体特別の事情がある場合ですが、こちらは特に国でも特段の例示がなくでどうい事情が特別な事情になるのかというのは、市でも把握してない状況でございます。ただ、この手数料に関しましては、自治体間を超えて、匿名加工情報のやりとりが発生する事も想定されるので、原則としては、政令で定める額と同じにしないというの、国の方針でして、どうしてもそれに合致しない事情がある場合は、特別な額でも良いとはされておりますが、つくば市として、そういった事情が特段見当たりませんでしたので今回は標準額と同じにするということにしたところでございます。

○川島委員

要するに国の定める標準額があってそれと違う特別な事情がある場合にはそれと異なる手数料を定めることができることも可能という、その意味は、国の手数料算定根拠があって、それと同じですかということですね。ということは何を確認しなくてはいけないかという、そもそも国の政令の手数料算定根拠が、つくば市と同じであるかを確認する必要があるということだと思います。私は、その1件当たり何万円なんて定められるようなものではないと思っております。なぜなら提案の内容によってもものすごく量が違ったり、多分算定の方式が定められているような気がします。その政令におけるその算定の標準的な考え方自体を確認する必要があるのかなと思、そういう意味において、国の算定方法というものが、つくば市においても特に異なるということをお願いを言っただけ必要があるのかなと思っただけですが、それについて何か情報がありますでしょうか。

○総務課

まず政令で、原則として規定されている額が21,000円プラス、匿名加工情報作成に要する時間1時間ごと3,950円と、もしその作成の委託をした場合はそ

の委託にかかった費用とされておりまして、この算定根拠ですが、まずこの1時間当たりの3,950円というのは、国の省庁の人件費単価1時間当たり3,885.6円物件費単価136.3円を用いた合計額3,991.9円を用いているとされておりまして。それからこの1件当たりその21,000円という数字ですが、こういった匿名加工情報を作成するに当たってどれくらいの時間を要されるかという積算を国でしたようでして、そういった連絡に要する時間ですとか、契約に要する時間などの時間を見積もって、それに人件費単価をかけると21,000円になるというようなところで、国で定めております。

○川島委員

それにあえて、つくば市の方が人件費が高いからとかですね、つくば市の方が1件当たり短く効率的にやるとかね、そういうことを言うつもりもないのいいのですが、国の定め方自体少しおかしいですよ。なぜなら人件費は変動するし、経済変動によって当然高いところもあるので、定額固定による手数料の定め方ってやっぱりおかしいですよ。つくば市はもう少ししっかりとした手続規定を設けるべきだと思います。国はおそらくその定め方は、今までの前例を踏襲してるだけです。本来は特に、市役所の中の人件費っていうのは、非常に正確に納税者に対しては明示すべき内容なので、あまり国の人件費そのままとつくば市の人件費と国の人件費は一緒ですって言うことに等しいので、それを言っているのかと厳密に考えると、少し疑問はなくはないのですが、別にそこがそんなに大きなことにはならないと思うので、ただそれだけです。別に異論ありません。

○座長

単純にそのまま政令でいいのかというそういう一つの疑問ですよ。その他に何かございますでしょうか。

○磯山委員

10条の(1)と(2)というのは、何が違って来るんですか。

○総務課

1号に関しましては、例えばその委託をしないで、職員が独自でその匿名加工情報を作った場合、それにかかった時間、掛ける人件費ということで算定しておりまして、2号に関しては、作成を外部委託した場合にかかった額。100万円かかったら100万円。これを利用者に負担していただくということです。1号に関しては職員の人件費で、2号が、外部委託の作成によって市が支出した金額ということになるかと思えます。

○磯山委員

一般的にはどちらが多いと想定される場所なんですか。

○総務課

かなり専門性が高い作業ですので、委託することになるだろうと考えられます。

○磯山委員

これはもうどちらにするかは市の方で決められる事なんですか。

○総務課

はい、そうです。

○磯山委員

これ納付の時期っていうのはどうなるのでしょうか。

○総務課

納付の時期については、まず事業者から提案があり、市でそれを審査して提案が通って、市と契約を締結する段階になったら事業者の方から、契約をお願いしますという書類が提出されます。事業者に対して審査が通りましたという通知と同時に、今想定されているのは、これだけ金額がかかりますという納付書をお送りさせていただいて、つくば市の場合ですとおおよそ20日以内に納付するということになっておりますので、審査が通ってから、おおよそ20日後と行った事になってくるかと思えます。

○磯山委員

不足するような場合っていうのはどうなりますか。どうしても思ったより費用がかかるとか、追納してもらおう感じになるのですか。

○総務課

その場合は、契約の変更ということになってきますので、仮に追加で費用が生じた場合は、そちらもさらに支払っていただく事になると思います。

○磯山委員

そもそもこれを請求する人っていうのは、契約することが前提のものになるのですかね。単に請求理由だけでも、別の契約があつて、これはこれということですか。

○総務課

おっしゃるとおりです。

○川島委員

実はこれ実際にやったことがあるのですが、AED ありますよね、心肺停止どこで亡くなったとか、何分に救急車が到着したとか全部あるので、それで分析したときに実は消防本部にあるデータというのは、どこどこの交差点のあそこで誰々さんが何時に心臓発作で何時に救急車が到着して、亡くなったとかいう情報が全部書いてあります。その誰々さんという情報は私は全く必要なかったので、全部消した上でいただいたので、それがまさにその過去 10 年調べたものですから、何千人分もありました。その時にはこの法律とかまだ無かったので、何を行なったかという、大学とつくば市との間で、守秘義務契約を結んだ上で、私と学生がその場に行ってパソコンの手前で、みんなが監視されてる状況で、全部一つずつ消し、確認して、USB に保存していただきました。その時には、我々の人件費で、我々の分析を多分行ったので、手数料は発生してないですね。民間の企業で情報を使って何かビジネスをやりたいという人、医療の情報とか福祉の情報とか、いろいろな情報を得て自分で福祉サービスとかやりたいとい

う人はたくさんいると思います。そういう方の場合にはおそらく、こういうことが適用される可能性があって、この情報で個人情報を抜いたものが欲しいので、手数料しっかりと払いますと、提案をしたその人自身が委託を受けて実際に加工するのかもしれませんが、他のその専門の個人情報抜く事業所をお願いするかもしれないですが、どうなるのだろうと思ったのは、つくば市には大学がある中で、個人情報を分析していろいろな研究とかいろいろ社会貢献したいという人は結構います。手数料を払うとか、委託するとかっていうよりも、現実問題としては守秘義務契約結んで、学生と一緒にあって、そこで全部消すということが、しっかりと扱えるような、規定であって欲しいなと思うのですが、手数料なしでそういうことを行うということも、今の新しい法律、匿名加工情報の提案をしてくださいと言った場合、例えば筑波大学の研究室でこういう情報をいただければ分析して、何か社会貢献しますといった場合に、全て手数料が掛かってしまうのはおかしいかなと思います。別の規定にて守秘義務契約で、匿名加工できるとかすることはありえないのですかね。

○総務課

現在の条例下では、学術研究目的で個人情報を利用する場合、市と大学の間で覚書を交わして情報をやり取りしているということがあると思います。改正法の適用後に関しましても、同じ規定は残っておりまして、市の条例が以前から国の条文と内容がほぼ同じでしたので、特に改正後も規定が変わるということはないと思います。その条項に基づいて個人情報を提供するという事は、改正法の施行後も可能と考えます。

○座長

それでは一旦要点2についてはこれで終わりにして次に、要点3についての説明をお願いいたします。

○総務課

続きまして、審査会への諮問についてですが、改正法では129条に規定され

ておりまして、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されております。つくば市においては審議会といった名称の組織は今のところございませんが、現在の情報公開・個人情報保護審査会を、審議会その他の合議制の機関と位置付けることが可能かどうか、個人情報保護委員会の見解では審査請求の機関に、こちらの役割を持たせることが可能であるという見解が出ておりますので、当審査会に、その審議会等としての機能を持たせたいと考えております。施行条例案の11条に諮問することができる規定を、4つの諮問事項を規定しております。それと関連して、前回御質問いただいた事項なのですが、匿名加工情報の提案募集があった場合、その審査を、その審査会が行うことができるのかどうかという点について質問がありました。先行してその提案募集を行っている他の自治体では、どのように行っているかというところを少し確認させていただきました。千葉県市川市に確認したところ、現在のところ提案の審査は原則として市の職員が行っているが、判断が難しい場合には審査会に意見を求めることが可能な規定となっているということでした。また、そういった審査を、審査会へ諮問することができるのかどうかを、個人情報保護委員会へ確認しましたところ、審査会が審査基準への適合性を直接判断することは許容されないが、地方公共団体の機関が適合性を判断するに当たり、条例で定めを置いて、審査会に意見を徴することは妨げられないとの回答でした。審査会の意見を踏まえて最終的な判断を誰が、行うかというところ、これはつくば市の場合ですと市長や、教育委員会といった、市の機関が行うこととなります。その参考として、審査会から意見を徴することができるということになります。それを踏まえましてつくば市としては、審査会への諮問可能事項として、第11条に4つの事項を規定しました。第1号として、この条例の規定を改正し、又

は廃止しようとする場合。第2号として、法第66条第1項の規定に基づく措置の基準を定めようとする場合。法第66条第1項の規定に基づく措置といいますのは、保有個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置のことを指します。また第3号といたしまして、法第114条第1項に規定する審査をする場合。こちらが、行政機関匿名加工情報の提案の審査となります。第4号として、前3号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合の4つとなっております。国で示されてる条文イメージ1号、2号、4号に記載されているこの3つだけでして、3号の規定はないのですが、つくば市といたしましては、この提案の審査をする上でやはり専門的見地からの意見が必要になるだろうというところと、そういった意見をいただいて慎重な審査を行う必要があるだろうということで、この規定を設けさせていただきました。この審査会への諮問の規定につきまして、審議いただければと思います。

○座長

それでは要点3の審査会への諮問について、質問あるいは御意見ございましたらお願いいたします。

○堀内委員

先ほどの匿名加工情報の契約を結ぶ審査をするときに、審査会に諮ることができるということで、この諮るタイミングですが、どのようにお考えでしょうか。契約締結をしたいという提案があったらその都度、審査会を開いて意見を聞くのか、それとも、とても判断に迷うものがあつたら審査会を開いて決めるのか。ただ、判断に迷う提案があつてから審査会の日取りを決めるのでは、契約を結びたい人を待たせてしまうことになるおそれもあるのかなと思いましたが、少しその辺のお考えをお聞かせください。

○総務課

必ず審査会の審査を通さなくてはならないという規定ではないので、やはり

提案があつて市の機関だけでは少し判断が困難な場合は、諮問させていただくということを考えております。確かに提案があつてから、審査の日程を決めるというところだと相当の時間は掛かってしまうという点についてはやはりその個人情報情報を慎重に扱うという観点から、そうした期間が掛かることは、先方にも了承していただいた上で、行っていきたいと考えております。

○川島委員

実際にこの法 114 条 1 項に規定する基準が 1 号から 7 号までありますが、これを読むといろいろと書いてあつて、例えば新たな産業の創出、又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する提案かなどがあります。諮問するかどうかは、全ての基準に適合するかどうかを全て丸投げということは多分ないと思います。案件によってどの基準について諮問する必要があるかどうかというのは判断していただいてからでないと、経済活性化のために何か本当に基準に合致するかどうかということを審議するというような審査会ではないと思います。そういう運用上の細則を定めるんですかね。定める時にはそういったことを注意していただいた方がいいのではないかと思います。

○総務課

はい。おっしゃるとおりこの提案審査には第 1 号として欠格事項に該当しないこととか、事務的な部分も含まれていまして、そういった部分は事務局で判断して、審査会に諮るのは専門的見地が必要な部分、加工の方法の基準適合性だとか、本人の権利・利益を保護するのに十分かどうか判断が難しい場合になってくると思います。条例案にはどの項目について諮問するということまでは規定していませんが、確かに今後その提案募集を行うことになったら、運用上の基準みたいなものは設けていきたいと考えております。

○座長

別途運用規程を定めることもあるだろうということですか。

○総務課

何とも言えないところがありますが、条例とか施行規則とかではなくて、もう少し運用基準とか要項とか、内部基準的なものになってくるかと思います。

○座長

まだ分かりませんよね。特になければ最後のその他について御説明をお願いいたします。

○総務課

これまでに御審議いただいた事項以外で、審議が必要と考えられる事項がありましたら、御意見いただければと思いますが、その参考といたしまして前回いただいた御質問について回答したいと思います。

資料4の内容と重複しておりますが、改正法に規定されている個人情報ファイルがどういったものなのか、なかなか理解が難しいという御意見がありましたので詳細に説明させていただきます。まず個人情報ファイルの定義といたしましては、法第60条第2項に規定されておりました、1番目に、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように、体系的に構成したものというものがあります。こちらは通常電算処理ファイルと呼ばれるものでして、電子計算機、要はパソコンのことですが、その中で管理されている名簿等で、通常エクセルファイル等で管理されていることが多いと思いますが、その中で、氏名とか生年月日といったものを検索すれば簡単に特定の個人にたどり着くことができるようになっていけば、これはすべて個人情報ファイルに該当します。例えばつくば市では、住民基本台帳や戸籍台帳、国民年金情報のファイル、介護保険情報の認定ファイル、予防接種台帳といった多数の個人情報ファイルがありますが、多数の情報が管理されていて、特定の個人が検索できるファイルは、全て国の定める個人情報ファイルの定義に該当してきます。続いて第2号で、前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したも

の、基本的には紙媒体で管理されている名簿等が該当しております。こちらが五十音順に並べられているとか、そういった規則性を持って並べられていて、特定の個人を探そうと思ったらすぐにたどり着けるもの、こちらも、個人情報ファイルに該当してきます。ただし、そういった体系的な管理がされていなくて個人情報がバラバラになっていて、特定の個人にたどり着くことができなければ件数が多くてもそれは個人情報ファイルとはいえないということになっております。つくば市で保有しているものの例としては、除籍簿とか電算化される前の紙で管理されているものや、健康マラソン大会の受付簿といった純粋に紙で管理されているものになっております。先ほど説明した個人情報ファイルとは少しまた違った規定になっておりまして、それとは別に個人情報ファイル簿というものが法の第75条にあり、先ほど説明した個人情報ファイルで管理する人数が1,000人以上となる場合地方公共団体の機関は、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないと記載されております。こちらの参考として用意しておりますのが、参考資料Dになりまして、特別定額給付金対象世帯情報というものがありますが、このファイルの利用目的としては特別定額給付金事務に使用するため、個人情報ファイルの記録項目は、氏名、住所、性別、生年月日、続柄、障害、施設入所等の情報、家庭状況、DVによる避難情報とありまして、要配慮個人情報が含まれる場合は、こういった※でそれが含まれていると明示されております。こういった情報を記録したファイル簿を、つくば市では平成27年度から整備しており、HP及び総務課の窓口で公開しています。このファイル簿が事務ごとに165件現在つくば市にはあります。

また、先ほど御説明しました匿名加工情報の提案は、このファイル簿単位で募集することになっておりまして、提案をしようと思った事業者がこのファイル簿を見て、事業に活用できそうだと思うたら提案をいただくといったような仕組みになる予定となっております。続きまして、審査会条例の規定について、

これも御質問への回答ですが、審査会条例第2条第2項に規定されています審査会が必要に応じて実施機関に意見を述べることができるという規定、こちらを存続させるかどうかという御質問がありました。これに関して、個人情報保護委員会が作成したQ&Aによると、改正法の制度下においても、審議会等が自発的に行う調査審議、又は意見陳述を妨げるものではないとされておりますので、改正法の施行後も、このまま残していく予定にさせていただければと思います。こちらに関しましては資料5に新旧対照表がございます。それから、先ほどいただいた質問とも重なる部分ですが、これまでつくば市が、個人情報保護条例の第8条第2項第4号専ら統計の作成又は学術研究の目的のため、大学等の研究機関に提供してきた個人情報について、改正法の施行後も引き続き利用が可能かという、その御質問に対しまして一応その法令審査の中で、つくば市の法務課に確認しましたところ、改正法の施行前に既に提供した個人情報、これについては、改正後にそれが無効とするようなことは、法の遡及適用となり、法の原則からして、そういったことは通常考えられないので、これについて特段その経過措置を求めることまでは必要ないだろうというところでした。令和5年4月以降、改正法の施行後、新たに個人情報の提供を受ける場合は、改正法に基づいて改正法の施行前と変わらない状況で提供が可能であろうと考えられます。

また先ほど申し上げましたように条例改廃の参考といたしまして、この調査期間6月13日から6月27日の間に茨城県内の5市、中核市及び中核市の候補市に調査を行いました。その回答をまとめたものが、資料7になっておりまして各質問と回答の割合となります。つくば市としては、どのように対応する予定であるかというところについては赤枠で囲んで記載させていただいております。こちらも参考資料として、御参照いただければと思います。これまでに御審議いただきました1から3以外で、ほかに審議すべき事項があればお伺いしたいと思います。

○座長

多岐にわたっているようですが、どの項目でもよろしいので、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○川島委員

2点ありまして、1点は先ほど遡及適用のこと少しおっしゃっていましたが、学術目的のところでは私が前回申し上げたのはどういうことかという、結局現行の個人情報保護条例に基づいて、現行個人情報保護条例に基づく、目的外利用許可があった場合に、改正法になった途端に条例による既存の目的外利用を許容していたものが、現行法が施行された以降は、その効力がおそらくなくなるだろうと、時点的には以前に下した判断、例えば、典型的なのは災害時の要配慮要支援者名簿みたいなものですが、何か個人情報を共有してたとして、つくば市はそれをしていないので多分大丈夫ですが、そういったものがもし事前に目的外、本人の同意を得ずに第三者共有して欲しいというものを、この法改正の前にそれを許容してた場合には、おそらく法改正後、許容していたことが否定される可能性がある、それは回収しなくてはならないおそれがあるのではないのかなと私は思いました。それがなければ別に問題ないということが一つです。それから論点が戻ってしまうのですが、堀内委員がおっしゃった国籍の件については、先ほど間違った発言をしてしまって、別に国籍を条例要配慮個人情報の対象として定めるということは、別に特定の国についてどうこういうことではないので、例えば、市役所の帳簿の中にある人が外国籍であるということが何かに書かれたときに、条例要配慮個人情報が含まれてる情報、その文書が出てくるということだけですね。またもしそれが漏えいされた場合には、個人情報保護委員会に報告しなくてはならないということで、私自身考えてみたのですが、ほとんど実質的な作業負担は、増えないだろうと思っています。住所と名前があってその人は何人とか出てるわけで、多分一連の情報の中でもともと個人情報です。個人情報ファイルの中のある部分だけが、

国籍なわけです。それで何が生ずるかというのと、その文書が元々個人情報だったところに、実質的には、条例要配慮個人情報ということが加わるだけだと思います。ほとんど作業負担がないのであれば、国籍というものを、つくば市という特異性をベースとして、条例要配慮個人情報として規定するという考え方はあり得るなと思いました。なぜかというのと、つくば市という土地の人口構成は、外国人の人口比率が日本一高いというわけではないですが、国籍の数の多様性が、おそらく人口比で見ればきっと日本最高に近いです。渋谷区とかいろいろあるから、分らないですが、でもここの国籍多様性はすごいです。100数十ヶ国いて、つくば市にはほぼ全世界いると思います。そういう意味で国籍というものに対して、不当な差別的な見方に対する配慮を敏感にするという意味で条例にそれを規定するという事は、まだまだもう少し時間あると思うので、国籍というものについては、考える価値があるかなと思いました。それが、絶対必要だとかそういうものではなくて、つくば市が世界の明日が見える都市として、つくば市としていろんな世界の方々に対して住みやすいあまり不当な偏見を受けないという市としての配慮をしているというのは、LGBT配慮と一緒に、公務員住宅に、結婚してないけど、LGBTの方を世帯としてOKとするのかどうかみたいなそういう問題と一緒に、書くということについてはおそらくつくば市として政策、つくば市の姿勢を示す意味では、あり得るかなと思いました。条例要配慮個人情報にするかどうかは、書かなくてはいけないという問題ではないと思うのですが、つくば市の姿勢を示す意味もあるなと思いました。

○座長

この会議である程度方向性というのをまとめておきたいということで、簡単でもいいのですが、要点1、2、3それぞれについて、適当か概ね適当か不適当かを皆さんの御意見をまとめておきたいのですね。

○川島委員

私は要点1、2、3その他含めて適当であると思います。ただ、要点1についてさらにもし考える余地があるとする、国籍については検討する余地があると思います。それは要点1についてですが、しかし不適切であるとか、異論を持っているわけではないです。要検討の余地があるなと思いました。

○座長

そのように受け取っておきます。その辺少しまだ私が理解できてないんです。国籍については、条例要配慮個人情報として、特には。

○川島委員

多分法律上は、不当な偏見をもたらす情報になり得るおそれはあると考えられます。

○総務課

確かに川島委員おっしゃるように検討の余地あると思っております。論点といいますか。国籍というところもあります。もう一つは外国人であるという事実について、私が国際関係を担当している国際都市推進課というところに訪ねたんですけども、日本語が通じないとか、外国人であることの不便というのは結構あるのですが、国籍を理由とした相談っていうのはあまり寄せられていないというところで、そこは確かにただおっしゃるように今後ロシアとかの関係で、もしかするとそういったことも、懸念されるのではないかという話もありましたが、そこが難しいところで、国籍というのか、それとも外国人である事実なのかというのは、なかなか結論が難しいところかなと思っております。

○川島委員

難しいことなので、必ず条例要配慮個人情報に規定しなければならないものではないと思います。ただ、男性か女性かっていうのは個人情報として守秘されるのですが、なぜロシア人という事による偏見を助長するおそれを否定しないのかというのは検討の余地があると思います。

○座長

ではその点について、少し検討していただければと思います。

○総務課

承知しました。

○堀委員

今総務省が独自に規定する情報の例として挙げているものがあって、思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等があって、国籍というのは入っていないです。結局、差別が生じないように配慮を要する個人情報として、大抵の部分今言ったような国籍でカバーできるのは、人種とか民族とか、そういったところの差別をカバーできるかなと思っていて、国籍というのを新たに明言してしまうことによる問題もあると思うのです。つくば市が、国籍が差別の対象になりますという明言をするという、逆のアナウンスメント効果もあるかなと思っていて、あまりそこを明言するってことは非常に慎重でないといけないのかなと、私個人としては、思います。当然個人情報として保護されておりますし、そこをつくば市として明記するというのは、かなり突出した対応になるんですね。例示からも外れるような事項を定める事にもなるのでやはりこの人種、信条、社会的身分とかこういったことってというのは、多分我々、憲法であったりとか、いろいろところで目に馴染むが、国籍っていうところを、そこで、明確に持ってくるのは、少し慎重になった方がいいのかなとは思いますが。入れるのであれば相当調査をした上で、これは間違いないといろんな角度から検討が必要になると思います。私個人としてはあえて入れる必要はないのではないかと思います。

○中田委員

座長がおっしゃってたさっきの要点1、2、3に関して全部相当だと思っておりますので、特に何かとあるわけではないです。ただやはり条例要配慮個人情報についての問題というのはいろいろ考えなければならぬだろうなというように思ってます。また、今堀委員の方でお話されたことに私もほとんど同意して

まして、やはり国籍ってということ自体がその不当な差別や偏見その他不利益が発生に繋がる事項ですということ、つくば市で、わざわざそこを指定するというのも、どうなのかなというように、それが正しいのかというところは少し思うところなので、あまりそこには、わざわざ挙げなくてもいいのではないかなと思ってます。もともと要配慮個人情報の趣旨というのが、今言った差別とかに繋がるようなものの情報だということ、全国共通でルールを定めたというところだと思うのですが、だから例外的に、もしつくば市で何か少し特性に応じて、その他挙げるものがあるのであれば、では挙げましょうという。政令の方向性とか他の県の条例を見てみると、先ほど例示に上がりましたが生活保護の受給の関係とか、LGBTに関して、今後つくば市が何かこう独特の施策を行うというところで、もしつくば市が保有してる情報で、それらに関わるものがあるというところであればそれは、少し気を付けなくてはいけないのだろうなというところは留めておきたいなと思います。先ほどの一番初めに言いましたがそのスマートシティの関係では、別の立場からというか別のところで、またその考えているということなんで、そこで防げれば同じことだと思いますが、条例の方に入れる必要はないだろうということ、思ってます。

○座長

堀委員と大体同意見という事ですね。堀内委員何かございますか、全般にわたってでも要点4でも、その他でも。

○堀内委員

大体御説明いただいたのでよく分かりました。そして今の国籍ということについて差別がという観点から皆様おっしゃっていましたが、私は国籍にバラエティがあるというところに着眼すると、ある国籍の人がここにいるよとか、その国籍の人はこういう属性だよっていうのが、もうそれだけで個人をピンポイントで特定できるおそれがあるのではないかという観点も、もしかすると、つくば市の特性としては必要ではないかと思います。前回川島委員が、この情報

とこの情報を重ね合わせると、このカードでこの店で使ったのは自分だということが分かるとおっしゃった、それが、「この国籍のつくば市の人」というだけ分かってしまうことが多々あり得ると思います。要配慮個人情報とするかしないかが、それと関わるかどうか分かりませんが、実際問題どういっておそれが生じるかというところで、洗っていただければと思います。条例要配慮個人情報とする必要はきっとないだろうが、実際に運用するに当たって、個人が特定されて不利益を被るおそれがないように、そのところの御配慮はされたらいいと思います。もう一つ、先ほど御説明がありました学術利用の件ですが、令和5年4月以降も学術研究の規定があるので大丈夫です、という御説明を先ほどされたかと思いますが、その規定はどこにあるか教えてください。

○総務課

前回に個人情報保護法の条文をお配りしているかと思いますが、本日それをお持ちであればそちらの31ページにある69条のところで、「行政機関の長等は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とありまして、また2項で「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は次の各号に該当すると認めるときは、保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ただし書きとして、本人または第三者の権利利益を不当に害するおそれがある場合はその限りではありませんが、その例示されている第4号のところで、「前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とございまして実はこの条文の規定は、今のつくば市の個人情報保護条例にも、全く同じ規定があるんですが現在、その規定に基づいて大学などの研究機関に情報を提供しておりまして、改正法の施行後もこの条文を適用して提供することが可能であろうと考えているところです。

○堀内委員

とてもよく分かりました。私の方からは大体御提案のとおりで大丈夫でござ

います。賛成です。

○磯山委員

特にこれといったものはないのですが、国籍という形で、具体例として出されましたが、資料4の前の質問の中身を見ると結局つくばは相当多国籍、外国人の方が多いので、その外国人の方に対する差別なり何なりというのを、ないようなことを何か特殊なことを考えなくてはならないのではないかっていうような、提案というか、そういったものだったが、その一つとして国籍という事を出されたのかなと思います。国籍自体をここに入れなくてもいいという結論自体は、いいのではないかなと思います。それ以外に外国の方の差別を助長しないような特段の考慮が必要かどうかということは、そこまで議論が深まっていなかったところもあるでしょうから、これから、何かしらの形で検討いただければいいのかなと思います。

○座長

そうすると要点に沿っていきますと、条例要配慮個人情報規定しないことについては、皆さん適当であると考えているということですね。理由は、これまで出たように法律である程度まかなわれていることや、特につくば市において配慮を要する特有の個人情報は、ほぼないであろうということですね。あと、他の自治体も同様な取扱いをしているし、そういう大体理由が出ていたと思います。2番目についても、手数料についても適当であるということで、その理由としては、つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域として指定を受けたつくば市においては、匿名加工情報の活用が位置付けられていて、そういう活用が位置付けられているということから、特別につくば市の場合はその規定を条例に規定を設けましょうと、手数料については、本当にそれでいいのか、よく考えたほうがいいのかというような、右へならえで本当にいいのかという川島委員の意見も出ましたが、概ね国で定める手数料と同額でいいのではないかといい、特に反対はないような、そういう意見だったと思います。審査会の諮問に

についてもこの説明のとおり、皆さん適当であるということで匿名加工情報の提案審査にあたっては専門的知見に基づく意見が必要になる場合があるだろうということで、審査会への諮問ができるということの条文はやっぱり入れる、追加すべきではないのかという、追加することについては適当であるというような御意見だったように、理解できました。その他については後で事務局等にまとめたいと思いますが、特に異論はないというようなとらえ方でいいのかなと思います。もし間違っていたら指摘していただきたいと思います。この本審査会では、議論されてきたのかなど、簡単にまとめるとそんな形になるのではないかと思います。特に付け加えること等ありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。

○各委員

(異議なし)

○座長

それでは御説明のとおりということで、適当であるという事で受け取りたいと思います。条例案についての審議は終了しましたので、この答申という方向に次の段階でいくと思いますが、審議はここで終了とします。この会議については進行を事務局にお返ししたいと思います。

4 今後の予定

○事務局

答申書については、本日の会議内容をもとに、会長と御相談しながら、事務局において答申案を作成し、それをたたき台としてもう一度審査会を開いて内容を審議いただければと思います。次回審査会については、パブリックコメントが9月に終了した後となる10月11日に開催する予定です。御多忙の中、恐縮ですが御協力をお願いいたします。

5 閉会

○事務局

本日は長時間にわたりまして御意見をいただきありがとうございました。今後も情報公開・個人情報保護審査会の適正な運営につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。それではこれもちまして令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上